

青森中央学院大学・青森中央短期大学における  
研究倫理及びコンプライアンスに係る教育の実施について（決定）

1. この決定は、青森中央学院大学・青森中央短期大学研究倫理教育要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、研究倫理及びコンプライアンスに係る教育（以下「研究倫理教育」という。）の実施に関し必要な事項を定める。
2. 要領に定める教材は、独立行政法人日本学術振興会が管理する研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) (以下「eL CoRE (エルコア)」という。)とする。
3. 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、受講対象者に係る情報を eL CoRE (エルコア) に登録し、受講者情報を管理する。
4. 受講対象者は、eL CoRE (エルコア) のすべての単元（全6章）を受講する。
5. 受講対象者は、受講を修了した場合には、修了証書を、事務局研究支援課を通じて研究倫理教育者に提出する。
6. 附則  
この決定は、平成29年4月1日から実施する。